

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月4日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	安芸市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.aki.kochi.jp/life/dtl.php?hdnKey=2452">http://www.city.aki.kochi.jp/life/dtl.php?hdnKey=2452</a>

執行機関名 安芸市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	安芸市福祉医療費助成に関する条例(昭和48年条例第3号)による乳児、幼児及び義務教育就学児の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		安芸市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第23号)別表第一 1の項 安芸市福祉医療費助成に関する条例(昭和48年条例第3号)による乳児、幼児及び義務教育就学児の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	安芸市福祉医療費助成に関する条例(昭和48年条例第3号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、乳児、幼児、学校教育法(昭和22年法律第26号)第17条に規定する <u>義務教育就学期</u> にある <u>児童</u> (以下「義務教育就学児」という。)及び重度心身障害者の医療費の一部を助成することにより、これらの者の <u>保健の向上</u> と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		安芸市福祉医療費助成に関する条例(昭和48年条例第3号) 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則(昭和56年規則第20号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	安芸市福祉医療費助成に関する条例第3条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条第2項の子ども福祉医療費受給資格認定申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号ニ	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号ハ	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る。)をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号イ	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)若しくは医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二條第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ロ	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは医療費支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報	当該申請を行う者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは同法第15条第1項の配偶者支援金、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項の支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下この項において「平成25年改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下この項において「旧法」という。)第14条第1項の支援給付若しくは平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第3項の支援給付若しくは平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付若しくは平成25年改正法附則第3条第1項の配偶者支援金の支給の実施に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の <u>認定に関する事務</u>	安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条第3項の子ども福祉医療費受給資格の更新に係る事実についての <u>認定に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ニ	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 イ	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ロ	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条・第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の <u>認定に関する</u> 事務	安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第4条の子ども福祉医療費受給資格変更申請に係る事実についての <u>認定に関する</u> 事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ニ	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条・第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条・第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報3		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 イ	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条・第4条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ロ	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条・第4条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

備考	
----	--